

令和8年度農林水産業デジタルプロモーション事業 公募型プロポーザル募集要領

1 事業の目的

震災以降、本県産農林水産物の風評払拭に向け、トップセールスや県ホームページ、SNS等を活用して本県や関係団体が取り組んできた成果及び本県産農林水産物の魅力について発信してきた。

令和4年度には、生産・流通の裏側に焦点を当て、消費者や生産者にわかりやすく伝えるとともに、適切な価値を理解していただくため、生産現場を最も理解する職員自らが動画を作成し、拡散性の高い情報発信を行う取組を開始した。

本事業では、福島県農林水産部公式YouTubeチャンネル及びSNSを活用し、県産農林水産物の魅力を国内外へ広く発信するため、動画制作、Web広告、SNS運用を一体的に実施することで、本県農林水産物の風評払拭及び復興・再生の加速化を図るものとする。

2 事業概要

(1) 委託業務名

令和8年度農林水産業デジタルプロモーション事業

(2) 業務内容

別紙「令和8年度農林水産業デジタルプロモーション事業業務委託仕様書（案）」
のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

(4) 委託費の上限額

30,000千円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内

3 主なスケジュール

項目	日程
公募開始※ ¹	令和8年2月13日（金）
説明会申込期限	令和8年2月17日（火）12時まで
オンライン説明会	令和8年2月18日（水）10時
質問書の提出期限	令和8年2月20日（金）12時まで
質問書への回答	令和8年2月27日（金）
参加申込書提出期限	令和8年3月3日（火）12時まで
企画提案書提出期限	令和8年3月12日（木）17時まで
一次審査の結果通知※ ²	令和8年3月17日（火）
二次審査（プレゼンテーション）	令和8年3月23日（月）予定
審査結果の通知	令和8年3月24日（火）予定
契約締結	令和8年4月1日（水）以降

※1 公示は、令和8年2月13日（金）から令和8年3月12日（木）まで行う。

※2 参加者が一定数以下の場合、一次審査を実施しない場合がある。

4 参加資格に関する事項

参加資格の有無については参加申込書を基に確認を行い、その結果を「参加資格確認通知書（様式第4号）」により令和8年3月4日（水）までに通知する。

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満す者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除

く。) 又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等(提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(5) 県税を滞納している者でないこと。

(6) 消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

5 募集要領等の入手方法

福島県農林企画課(以下、「農林企画課」という。)のホームページからダウンロードして入手すること。

なお、農林企画課窓口又は郵送等での配付は行わない。

6 オンライン説明会の実施

当プロポーザルについてオンライン説明会を行います。

(1) 日 時

令和8年2月18日(水)10時(予定)

(2) 開催形式

オンライン説明会(Zoomミーティング)

(3) 申込方法

県ホームページから説明会出席報告書(第1号様式)をダウンロードし、電子メールにより提出してください。

※メール送信後に電話にて送付した旨お知らせください。

※提出先 14のとおり

(4) 申込期限

令和8年2月17日(火)12時まで(必着)

(5) 注意事項

本説明会の出席は任意です。令和8年度農林水産業デジタルプロモーション事業プロポーザル方式参加申込書(様式第3号)を提出した者について、企画提案を受け付けます。

オンライン説明会のID、パスコード及び受付番号は、説明会出席報告書の提出のあつた者に対して令和8年2月17日(火)17時までにご連絡します。

※説明会当日、受付番号の確認を行います。

7 質問等の受付

(1) 受付期限

公募開始日から令和8年2月20日(金)12時まで(必着)

(2) 提出先

14のとおり。

(3) 提出方法

質問書（様式第2号）により、電子メールにより提出すること。

電子メールの件名は「令和8年度農林水産業デジタルプロモーション事業に関する質問書」とし、提出後は電話で受領確認をすること。

なお、電話による質問は受け付けない。

(4) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、農林企画課のホームページに掲載する。

なお、質問に対する回答は令和8年2月27日（金）までに行う。

8 参加申込書等の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、以下により必要書類を提出すること。

なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

(1) 提出期限

令和8年3月3日（火）12時まで（必着）

(2) 提出先

14のとおり。

(3) 提出書類

令和8年度農林水産業デジタルプロモーション事業プロポーザル方式参加申込書（様式第3号）

(4) 提出方法

電子メールにより提出すること。

※ 電話による参加申込は受け付けない。

9 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、8を行った上で、以下のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年3月12日（木）17時まで（必着）

(2) 提出先

14のとおり

(3) 提出書類

ア 企画提案書及び工程表（表紙を除き15ページ以内、任意様式、日本産業企画A4）

イ 事業経費積算書（様式任意、日本産業規格A4）

ウ 会社概要書（様式第5号）

(4) 記載内容

以下の「提案1」および「提案2」を具体的に記載した企画提案書を提出すること。

提案1：事業展開提案

・ 令和8年度農林水産業デジタルプロモーション事業業務委託仕様書（案）（以下、「仕様書（案）」）についての具体的な提案

※ 仕様書（案）4（1）アに記載するYouTubeチャンネルの広告動画については、各尺の動画の内容が具体的に把握できることとする。

※ 仕様書（案）における4（2）アに記載する芸能人及びYouTuberは各1名を具体的に提案すること。

※ 仕様書（案）における4（2）アに記載する県産農林水産物の品目、関係市町村について、次の例を踏まえ具体的に提案すること。

【県産農林水産物及び関係市町村の例】

・ 福島県農林水産物ブランド力強化推進方針に基づいた「ならではプラン」の取組品目及び产地

※ 「ならではプラン」の概要及び取組産地は下記 URL「農業・農村の動向等に関する年次報告（令和 7 年 9 月報告）」の P41, 42 を参照

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/710871.pdf>

- ・ 地理的表示 (GI) 保護制度に登録された產品及び產地
- ・ 地域団体商標制度登録された產品及び產地

※ 仕様書(案)における4(2)ウに記載するコラボグッズ及びプレゼント企画の内容について、具体的に提案すること。

提案 2 : 見積書

- ・ それぞれの費目毎の内訳及び積算根拠

(5) 提出方法

郵送又は持参により提出すること。

※ 郵送による提出の場合、提出期限内必着で送付すること。

※ 持参による提出の場合、受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の 8 時 30 分から 17 時までとする。

(6) 提出部数

10 部（正本 1 部、副本 9 部）

(7) その他

ア 企画提案書等の作成等に要する費用は提案者の負担とする。

イ 提出後における企画提案書等の内容変更、差替え又は再提出は認めないものとする。

10 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

ア 提出書類が期限を過ぎて提出された場合

イ 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合

ウ 提出書類に不備があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 参加申込書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員）
が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合

カ プロポーザル審査委員会の委員又は関係者に企画提案に対する援助を直接的又は間
接的に求めた者が企画提案した場合

キ 本募集要領に違反すると認められる場合

ク その他、担当者が予め指示した事項に違反した場合

(2) プロポーザル参加者は、複数の提案書を提出することはできない。

(3) 提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式任意）を提出すること。

(4) プロポーザルに要する経費等は参加者の負担とする。

(5) その他

ア 参加者は、参加申込書の提出をもって本募集要領の記載内容を承諾したものとみな
す。

イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対して任意で追加資料の
提出を求めることがある。

ウ 提出された企画提案書等は返却しない。

エ 提出された企画提案書等は、福島県情報公開条例（平成 12 年条例第 5 号）に基づく
情報公開請求の対象となる。

11 一次審査に関する事項

(1) 実施条件

参加者が一定数以上の場合、プロポーザル審査の対象を決定するための書面審査を行
う。

(2) 結果通知日
令和8年3月17日（火）

(3) 通知方法等
審査の結果は全員に通知する。

12 プロポーザルの審査に関する事項

(1) 審査方法
公募型プロポーザルによる各社からの提案を受け、福島県はこれを総合的に評価し、業務委託予定者（単独随意契約の予定者）を選定する。

(2) 審査会（プレゼンテーション）

ア 開催日時及び会場

日時 令和8年3月23日（月）（予定）

場所 別途連絡する。

※ 開始時間等詳細については後日連絡する。

イ 審査時間

15分以内の説明（プレゼンテーション）と10分以内の質疑とする。

ウ 審査方法

審査項目毎に審査基準、得点及びウエイトを付し、合計点により審査する。

(ア) 審査項目毎の得点

点数	評価
5	優れている
4	やや優れている
3	普通
2	やや劣る
1	劣る

(イ) 審査基準、ウエイト及び配点

審査項目	評価基準	ウエイト	配点
事業全般	・本事業の目的・背景を十分に理解した提案となっているか	× 2	10
広告動画の制作及びSNS動画広告プロモーション	・各尺の特性を踏まえた、視聴促進を意識した動画構成となっているか ・YouTube広告やSNS広告の活用方法が具体的かつ効果的であるか ・視聴回数等の目標達成に向けた現実的なプロモーション設計となっているか	× 5	25
著名人とのコラボ動画の制作及び関連グッズプレゼント企画	・著名人の人選及び動画の構成について、発信力や視聴者層等を踏まえた妥当な考え方が示されているか ・制作動画及びプレゼント企画について、県産農林水産物や関係市町村の魅力を効果的に引き出す内容となっているか	× 5	25
Instagramアカウントの開設及び運営支援	・YouTubeチャンネルとの連動を意識した投稿内容となっているか ・YouTubeチャンネル認知向上・視	× 3	15

	聴誘導を意識した工夫が見られるか		
管理運営体制	・動画の制作運営体制、スケジュール管理等、各種実績を踏まえた業務遂行能力は問題ないか。	× 3	15
経費	・企画内容に対して妥当な見積額であり、制作費、広告費、分析費のバランスは妥当か。	× 2	10

(3) 業務委託予定者の選定

各審査委員の合計評価点により、審査委員ごとに提案を順位付けし、その平均順位が最も上位の提案を選定する。

なお、提案者が1者のみの場合は、各審査委員の合計得点の平均が60点以上あることを選定の条件とする。

(4) 審査結果の通知及び公表

ア 審査の結果通知等

審査の結果は、プロポーザル参加者全員に対して書面で通知する。

また、審査結果を農林企画課のホームページに掲載し、業務委託予定者を公表する。

イ 審査結果に関する開示請求

選定されなかった者は、その審査結果通知日の翌日から起算して2週間以内に審査結果について書面により求めることができる。

また、その開示は書面にて行い、請求書が到達した日から起算して15日以内に通知する。

なお、開示内容は「請求者及び選定された業務委託予定者の企業名」と「それぞれの審査時の総得点及び各審査委員の順位の平均」とする。

13 契約に関する事項

(1) 仕様書の協議

業務委託予定者と県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。

仕様書は業務委託予定者が提案した内容を基本とするが、提案内容のとおりに反映されない場合もある。

なお、業務委託予定者と県との間で行う協議が整わない場合又は業務委託予定者が契約を辞退した場合は、審査の総合評価が次点であった参加者と協議する。

(2) 契約金額の決定

協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取して決定する。

なお、見積金額は上限額を超えないものとする。

(3) 評価内容の担保

企画提案書に基づく履行ができなかつた場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、県は契約の相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができます。

(4) その他

当業務は、今後、福島県における予算の執行が可能となったときに確定するものである。

14 問合せ先及び提出先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号（福島県庁 西庁舎9階）

福島県農林水産部農林企画課（担当：折笠）

電話：024-521-8027

E-mail：kikaku.aff@pref.fukushima.lg.jp